

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年5月 31 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700501号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800006号

第1 結論

請求者のA社における平成27年1月14日の標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

平成27年1月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年1月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年1月14日

A社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賃金台帳及びB年金事務所が保管するA社に係る賞与支給控除一覧表により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700487号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800007号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年7月24日、喪失年月日を平成14年1月24日とし、平成13年7月から同年12月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成13年7月24日から平成14年1月24日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年7月頃から平成14年1月頃まで

請求期間にA社B支店において、氏名を「C」、生年月日を「昭和*年*月*日」として勤務し、厚生年金保険に加入していた。

請求期間当時に交付された年金手帳等を提出するので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社B支店において、氏名を「C」、生年月日を「昭和*年*月*日」として勤務し、厚生年金保険に加入していた旨主張しているところ、オンライン記録において、請求者が請求期間当時に使用していたとする氏名(C)及び生年月日(昭和*年*月*日)と一致する同社における厚生年金保険被保険者記録(平成13年7月24日資格取得、平成14年1月24日資格喪失)が確認できる。

また、請求者は、請求期間当時に使用していたとする氏名及び生年月日と一致する年金手帳、雇用保険受給資格者証及び給与所得の源泉徴収票を所持しており、これらに記されている内容は、前述の厚生年金保険被保険者記録と符合している。

さらに、A社から提出された「C」に係る退職者台帳に記された退職後の住所及び電話番号は、請求期間当時の電話帳に記されている請求者の母の住所及び電話番号と一致している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、CとしてA社に勤務し、同社の事業主は、請求者について、平成13年7月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成14年1月24日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述のCに係る厚生年金保険被保険者記録から、24万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700549号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800008号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年8月4日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

平成16年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月中旬
② 平成16年8月4日

A社における賞与支払の確認に係る照会文書が年金事務所から届いたことから、当該照会のあった期間に係る自身の年金記録を確認したところ、賞与の記録がないことが分かった。

請求期間①及び②において、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された総合口座通帳及びA社の元従業員二人から提出された賞与明細書により、請求者が、請求期間②において賞与の支払を受け、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の庶務担当者及び同社の給与事務を受託しているとする者は、いずれも、不明と陳述しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 A社の庶務担当者及び同社の給与事務を受託しているとする者は、いずれも、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない旨陳述しており、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者の賞与振込先である金融機関は、請求期間①当時の振込状況が確認できる資料を保存しておらず、請求者が、当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主より控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700522号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1800003号

第1 結論

昭和43年3月25日から昭和51年9月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年3月25日から昭和51年9月30日まで

支給済期間 : ① 昭和43年3月25日から昭和47年12月30日まで
② 昭和48年2月1日から同年4月24日まで
③ 昭和48年6月4日から同年9月15日まで
④ 昭和48年10月29日から同年11月23日まで
⑤ 昭和48年12月1日から昭和51年9月30日まで

厚生年金保険の記録では、A社を退職後に、これまで勤務した請求期間について、脱退手当金の支給済期間と記録されている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の請求者に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700276号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年9月頃から昭和52年7月頃まで

請求期間当時、父が起こしたA事業所の事業主になったが、同事業所は個人事業所であり、事業主は社会保険に加入することができなかつたので、氏名を「B」として社会保険事務所(当時)に届出し、社会保険に加入した。

A事業所における「B」の厚生年金保険の被保険者記録は私の記録なので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構の回答、オンライン記録、A事業所に係る事業所別被保険者名簿並びに同事業所の元従業員及び請求者の陳述から、請求者は、請求期間の前後を通じて、同事業所の個人事業主であったことが認められる。

一方、厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)第9条において、適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする規定されているところ、個人事業主であった請求者は、使用者であることから、制度上、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。